

インボイス制度導入により事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者の皆様へ

～2023年10月導入予定のインボイス制度、今から準備が必要か！？～

参加無料

## 「消費税の仕組み、軽減税率、インボイス制度」講習会

主催 岡崎商工会議所 中小企業相談所

2019年（令和元年）10月の消費税率10%への引上げと同時に、「軽減税率制度」が実施されました。複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023年（令和5年）10月から「適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）」が導入される予定です。基本的な消費税の仕組み、インボイス制度の概要、今から準備すべきこととスケジュールについて分かりやすく説明いたしますので、この機会にぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 記

日 時 : 12月 6日 (火) 14:00～16:00

内 容 : ① 消費税の仕組み  
② 軽減税率とインボイス制度の概要  
③ 今後のスケジュールと準備、留意点

会 場 : 岡崎商工会議所 2F 中ホール

参 加 料 : 無 料 (定員100名) ※定員になり次第、締切いたします

講 師 : 税理士法人ミライオ 税理士 小林英之 氏

申 込 み : 以下の申込用紙に必要事項をご記入のうえ FAX またはメールにてお申込み下さい

問 合 先 : 岡崎商工会議所 中小企業相談所 担当: 神谷、井波

TEL:0564-53-6500 FAX:0564-53-0101 e-mail:tkamiya@okazakicci.or.jp

以 上

## &lt;参考&gt;

## 制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の  
受付開始インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

\*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入館いただく際に検温とマスクの着用等をお願いいたします。また、咳や熱等の症状のある方はご来所を控えていただきますようお願いいたします。

岡崎商工会議所 行 (FAX:0564-53-0101)

## 「消費税の仕組み、軽減税率、インボイス制度」講習会 参加申込書

事業所名

参加者氏名

TEL /

FAX /

E-mail/

\*ご記入いただいた情報は、岡崎商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講師には参加者名簿として配付します。